

令和4年4月 班長会レジメ

会長 小川 寛

「！」コロナ「オミクロン」禍も半減が見えてきたが、次のXE株も第1号が伝わってきた。この後のGW後には 一部の声で又1万人感染でマンボウか？の声。ワクチン3本接種後には 新規株対応ワクチンの接種になって仕舞うのか皆さまざま 3回目接種は終わりましたか？

此れだけ感染者が増えると 罹るのは仕方がない、その後の対応の仕方が問題となるようだ。7日間位の代理はお互いさまで乗り切ろう。GWの後の全国の患者数が怖い。其れとも韓国のように割り切って死傷者数とその対策にしばれば仕事出来るようだ。入国制限されない国同士でビジネスは行える？？

「1」行政からの連絡事項

A {1) 市の自治会応援コロナ対策費として (地区割@5万円+世帯割@200円)
市民参画課 5月振込支給予定 すぐに何をかうか決める事。金額 11万6千円
{2) 下谷原単独防災訓練 5月22日 午前雨天中止 (起震車) 4月25日打合。
次回の班長会の日を変更して 開催する。全員参加 代理の人でもOKです
起震車 (雨降り以外) 1回2名*10回=20人 気分の悪い方、高齢者除いて。
{3) 合同防災訓練 参加者5人 (金子氏、風間氏、山本氏、田口氏、久保氏)
{4) 班長会 (4・24) で検討する。今年問題の役員の高齢化問題対策。
まずは3・27の役員表では65, 9歳 (全役員平均) 本部役員10人 (68, 7歳)、班長・組長平均22人で (64.6歳) と一見問題が無いように見える。
年代別では80歳代 (3人) 75歳代 (3人) 70歳代 (8人) =以上で14人
しかし何らかの対応策を決めておきたい。今いる人の対応を決める。80歳以上の人に敬意を払う。ただ 他所の自治会では85歳以上の人に対してだ。
総会に向けた検討が必要で、明日も明後日もこの議題は残る。
B, 市各課からの連絡と豊春自連からの連絡
1) 春自連・豊春自連会費、豊春社協会費、身障者会協賛費 '1000円 用意。
2) 防災訓練後補助金 (毎年の市防災補助金確保@) 1世帯100円+5万円)
3) 豊春東地区12自治会合同防災訓練に参加。コロナの為1チーム5人のみ
6月5日 (日) 立野小学校校庭または体育館の中 集合9時半 別途連絡
4) J,アラートの今年の予定5・18, 8・10, 11・16, 2・15の4回
5) 豊春自連総会豊春は4月春日部市は5月総会で全地区200団体。13日金
4) 防犯青パトは5月からの再開。 街、GC、下谷原、上、下、訓練6月18日

(役員の仕事)

第 6 条 本会役員は、別途定める「下谷原地区自主防災会会則」第 7 条の任務分担を兼務する。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は会議の記録・保管・資料作り等の庶務にあたる。
4. 会計は会計をつかさどる。
5. 広報委員は広報等の配付物を整理し、広報活動を行う。
6. 担当役員は担当する任務を統括する。
7. 監事は会計を監査する。加えて役員の仕事執行を監督する。
8. 組長は組内の意見を聞き、組内を総括し本部と交渉、調整する。
自主防災会時は 隊長として活動する。
9. 班長は班内の意見を聞き、班内統括と組長と連絡、調整にあたる。
・自主防災会時は、班内（地区）のリーダーとして活動する。

(役員の仕事)

第 7 条 本部役員の仕事は 2 カ年とし、班長の仕事は 1 カ年とする。但し、再任を妨げない。また 欠員により補充された役員は 前任者の残任期間とする。本部役員および組長・班長は、自動的に自主防災会に入り、健康を害しないで活動可能な限り 会員として行動する。

(役員の仕事)

第 8 条

1. 本部役員は、役員会の推薦および各組からの選出に基づき、総会の承認を得る。
2. 監事は 地区民より選出し、総会の承認を得る。
3. 組長・班長は 各組・班毎に組内ルールに基づき 選出する。
4. 組長・班長は 原則として世帯単位の輪番制とする。

但し止む負えない事情（ 80 歳以上の高齢者家庭・心身喪失・病気・転出等）で 役務の遂行が困難であると認められた場合は、本人の申し出により 役務の免除が出来ることとする。現班長は組長と相談し 班内合意に基づき次年度班長を選出する。

(会議)

第 9 条

1. 本会の会議は、総会および役員会とし会長が招集する
2. 総会は毎年 4 月に定期的に開催する。但し、全役員会（組長、班長含む）を以って総会に代える事が出来る。
総会の定足数は構成員の過半数とする。但し委任状は出席者とみなす。
採決は出席者の過半数とする。
3. 役員会は毎月、1 回定例開催し、さらに必要に応じて開催する。

他自治会会則を参考にした。

改正箇所	現行条文	改正案条文	改正のポイント
第2章 班	(班長の選出)	現行通り	改正のポイント
第6条	<p>班長は原則として世帯単位の輪番制とする。</p> <p>前項の輪番制による次年度班長予定者が、止むを得ない事情により次年度班長を辞退しようとする場合は、<u>現年度班長に申し出るものとする。</u></p>	<p>2 前項の輪番制による次年度班長予定者が、<u>高齢（85歳以上のみの世帯）や、やむを得ない事情により次年度班長を辞退しようとする場合は、現年度班長に申し出ることができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢化に配慮</u> ・<u>85歳以上のみの世帯は班長辞退を申し出ることができる。</u> ・<u>85歳以上でも班長職遂行に問題のない方は申し出る必要はないし、85歳以下でも、やむを得ない事情があれば申し出ることができる。</u>
3	<p>申し出を受けた現年度班長は、申し出者を含め班内で合議の上、選出結果を会長に報告する。但し、合議が整わない場合は会長が調整する。</p> <p>(班長の任期)</p> <p><u>班長の任期は1年とする。</u></p>	<p>3 現行通り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第15条の改正により会長立候補及び会長職留任の希望を認めることとした。 ・会長に選任された場合は、班長兼務となる。
第7条	<p>2 班長が転出などにより不在、もしくは病気等により職務の遂行が困難となった場合は原則として次の輪番の者が班長となる。<u>この場合の班長の任期は残任期とする。</u></p> <p>3 前項の残任期間が3ヶ月に満たない場合は、当該班長が翌年度も引き続き班長にとどまるものとする</p>	<p>班長の任期は1年とする。但し、立候補もしくは、留任により役員に選任された者は役員期間中班長を兼任する。</p> <p>2 現行通り</p> <p>3 現行通り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第15条の改正により会長立候補及び会長職留任の希望を認めることとした。 ・会長に選任された場合は、班長兼務となる。

定例会議事録

令和4年4月定例班長会

R4年4月24日

令和4年4月 班長会レジメ

会長 小川 寛

「！」コロナ「オミクロン」禍も半減が見えてきたが、次のXE株も第1号が伝わってきた。この後のGW後には 一部の声で又1万人感染でマンボウか？の声。ワクチン3本接種後には 新規株対応ワクチンの接種になって仕舞うのか 皆さまも 3回目接種は終わりましたか？

此れだけ感染者が増えると 罹るのは仕方がない、その後の対応の仕方が問題となるようだ。7日間位の代理はお互いさまで乗り切ろう。GWの後の全国の患者数が怖い。其れとも韓国のように割り切って死傷者数とその対策にしばれば仕事出来るようだ。入国制限されない国同士でビジネスは行える？？

「1」行政からの連絡事項

A {1) 市の自治会応援コロナ対策費として (地区割@5万円+世帯割@200円)
市民参画課 5月振込支給予定 すぐに何を買うか決める事。金額 11万6千円
{2) 下谷原単独防災訓練 5月22日 午前雨天中止 (起震車) 4月25日打合。
次回の班長会の日を変更して 開催する。全員参加 代理の人でもOKです
起震車 (雨降り以外) 1回2名*10回=20人 気分の悪い方、高齢者除いて。
{3) 合同防災訓練 参加者5人 (金子氏、風間氏、山本氏、田口氏、久保氏)
{4) 班長会 (4・24) で検討する。今年問題の役員の高齢化問題対策。
先ずは3・27の役員表では65, 9歳 (全役員平均) 本部役員10人 (68, 7歳)、班長・組長平均22人で (64.6歳) と一見問題が無いように見える。
年代別では80歳代 (3人) 75歳代 (3人) 70歳代 (8人) =以上で14人
しかし何らかの対応策を決めておきたい。今いる人の対応を決める。80歳以上の人に敬意を払う。ただ 他所の自治会では85歳以上の人に対してだ。
総会に向けた検討が必要で、明日も明後日もこの議題は残る。
B, 市各課からの連絡と豊春自連からの連絡
1) 春自連・豊春自連会費、豊春社協会費、身障者会協賛費 1000円 用意。
2) 防災訓練後補助金 (毎年の市防災補助金確保@) 1世帯100円+5万円)
3) 豊春東地区12自治会合同防災訓練に参加。コロナの為1チーム5人のみ
6月5日 (日) 立野小学校校庭または体育館の中 集合9時半 別途連絡
4) J,アラートの今年の予定5・18, 8・10, 11・16, 2・15の4回
5) 豊春自連総会豊春は4月春日部市は5月総会で全地区200団体。13日金
4) 防犯青パトは5月からの再開。 街、GC、下谷原、上、下、訓練6月18日

・空気清浄器で決定

・チラシを5月広報配布時に各戸配布

・80歳以上に決定
・組長・班長の免除の理由は「やむを得ない理由」と一くすに可

<次回予定>

5/5 ④ 役員会

5/2 ⑤ 地区防災会 (雨天中止) 全員参加 起震車 + 消火訓練

・年会費徴収のためのセット配布